

京都大学	博士（文学）	氏名	竹内 亮
論文題目	出土文字資料による日本古代社会集団の研究		
<p data-bbox="183 398 438 432">（論文内容の要旨）</p> <p data-bbox="167 439 1428 589">本論文は、日本列島各地の遺跡から出土した文字資料を活用して、古代に存在したさまざまな社会集団の人的構成や活動実態を解明しようとするものである。それとともに、出土文字資料と遺跡を総体として把握し、日本古代史研究に新たな認識をもたらす方法論の確立が目指されている。</p> <p data-bbox="167 595 1428 786">第一部「社会集団としての仏教界」では、奈良県飛鳥池遺跡北地区で出土した木簡群を主な検討素材として取り上げ、天皇家を檀越とする「大寺」について、7世紀後半における社会集団としての構成、国家的・社会的な機能、周辺諸寺との関係、さらに大寺・諸寺を包含する京内寺院という枠組みの意義、といった多様な論点を考察する。</p> <p data-bbox="167 792 1428 1173">第一章「飛鳥池遺跡北地区出土木簡と飛鳥寺」では、上記の木簡群が飛鳥寺の人と物の管理を掌る三綱所の現業部門によって使用されたことを明らかにし、木簡群の出土地である飛鳥池遺跡北地区はその業務空間であったと論じる。またこの木簡群の分析により、7世紀後半における飛鳥寺僧侶集団の内部構成を復原する。すなわち、当時の飛鳥寺全体の僧侶集団においては禅院の住持である道昭が主導的な地位にあったが、それとともに道昭はみずからが将来した新しい教学・修行法を禅院の弟子僧たちに教授しており、したがって飛鳥寺の僧侶集団は寺院全体と禅院という二重構造をなしていたとされる。こうした論点をふまえて、多額の封戸施入、道昭の禅院還住、三綱政所の活動開始などが相継いだ天武朝初期は、古代飛鳥寺の歴史において画期的な時期であったことが主張される。</p> <p data-bbox="167 1180 1428 1606">第二章「大寺制の成立と都城」では、大寺の機能、および大寺制の下で飛鳥寺が担った役割について検討する。論者によれば、天武朝初期に制度的に成立した大寺は、古代都城の主要な構成要素であり、政治の場および官人の集住空間としての宮都に対し、仏事の場および僧侶の集住空間としての機能を担っていた。大寺には国家的仏事において多数の僧侶を動員して経典を読誦することが求められ、天武朝初期の制度的成立と同時に永年寺封が施入されたのは、寺院の経営基盤を整備することによって一切経を書写し、経典読誦集団を養成するためであったという。第一章で明らかにされた飛鳥寺の画期は、このような国家による大寺重点化政策の一環にほかならず、道昭の禅院還住は玄奘由来の将来経典を一切経書写の本経として活用するため、三綱所現業部門の設置は一切経書写を含む大寺の大規模整備事業を推進するためであった、と推定している。</p> <p data-bbox="167 1612 1428 1957">第三章「飛鳥寺と諸寺の禅行」では、飛鳥池遺跡北地区から出土した興味深い木簡を取り上げ、そこに列挙された12の寺院について詳しい考証を行なったものである。これらの寺院はみな大和国内に存在し、山林修行の拠点となる寺院が少なからず含まれていること、また飛鳥寺禅院との間で、修行に伴う人や物の往来があったことなどが指摘される。このことから論者は、飛鳥寺禅院は道昭が主導する修行法＝禅行の教育機関であり、飛鳥寺に所属する僧侶・沙弥がここで禅行を学んだ上で、大和国内の諸寺に赴いて修行していたことを推測する。かくして都城の大寺と大和国内の諸寺が、修行僧の往来を中心とするネットワークで密接に結び付いていたことが具体的に提示されている。</p> <p data-bbox="167 1964 1428 2072">第四章・第五章では、ここまでの出土文字資料の検討を基礎とし、文献史料を幅広く用いて「大寺」論をさらに展開する。まず第四章「都城近郊寺院と大寺」では、都城の大寺と都城周辺の諸寺との関係性について論じる。素材となるのは平城京東郊の</p>			

古代寺院、春日寺である。まず文献史料と地上遺構の検討により春日寺の位置を考証し、それが春日離宮の隣接地であることを確定する。また、春日離宮の一施設である春日酒殿が、発掘調査で見つかった苑池遺構を中心とする一画にあったことを推定する。そして、春日寺が春日離宮にゆかりのある皇族の仏事を勤修した寺院であったこと、都城の大寺の僧侶による講經を受け入れていたことなどを論じている。

第五章「京内寺院と都城」では、都下諸寺の法制的な位置づけについて考察する。論者によれば、諸史料にみえる「京内寺院」とは僧綱が直接管轄する寺院のことであり、ここで言う「京内」は京職の管轄する京城とは必ずしも一致しないし、令制でも京職の管轄対象に寺院は含まれていない。僧綱は、7世紀前半に全国の寺院の資財と僧尼を把握するために置かれたが、天武朝初期に大寺制が成立するとともに大寺三綱が構成員に加わり、その管轄範囲も京内寺院に限定された。京内寺院とは国家的仏事が日常的に行われる都城近郊寺院群のことであり、僧綱がこれらの寺院の人員を把握把握していたとされる。

第二部「地域社会集団の変容と仏教」では、寺院遺跡の出土文字資料、仏像銘文、遺存地名といった断片的文字資料を活用し、寺院造営の主体となった知識集団（財物や労力を提供して仏法の功德にあずかろうとする人的集団）の実態解明を試みる。

第一章「古代の造寺と社会」では、備中国賀陽郡の栢寺を素材として、7世紀後半における地方寺院の造寺集団について検討し、造寺が教化僧—檀越—知識という構造をもつ知識集団によって担われ、当該地域での社会的地位の確立をめざす地方有力者が檀越として造寺知識を結集したことを明らかにする。また、知識結集の求心性を訴求するために、その造寺が天皇のための仏事であるという社会的理念と、造寺を通じてともに菩提の境地に至るためであるという宗教的理念が、あわせて標榜されたと論じる。このように地方有力者の地位確立の手段として造寺が選択され、白鳳寺院の爆発的增加という現象が全国的に生じたが、その背景として、社会結合を実現するための知識結集が早くから造寺の属性として存在し、7世紀後半以降、各地でそれが展開した可能性を指摘する。

第二章「知識寺院と地域社会」では、河内国大県郡の鳥坂寺、および同寺を含む河内六寺を素材として、7世紀後半の河内国における造寺集団について検討する。大阪府鳥坂寺跡出土の文字瓦から、河内六寺では知識集団の主たる結集範囲は特定のサトないしはムラであったこと、そうした範囲をこえた知識結縁も受け入れられていたことを推定する。地方の造寺知識はコホリ規模であることが多いが、河内六寺の知識結集の範囲はそれより小さく、地域ごとの事情によって知識集団の広がりさまざまであった。また、大和川対岸地域からの造寺知識への参加が見られることから、造寺には複数地域の集団を共通目標により結びつけるという結集力があり、そうした造寺知識の結集によって各地における社会集団の変容が促されたとする。

第二章補論「智識寺小考」では、河内六寺のうち唯一サト名を寺名に冠しない智識寺について検討する。創建当初の智識寺では河内国司を檀越とする一国規模の知識結集が行われた可能性があること、8世紀後半には永年寺封が施入され、天皇が寺院資財の運用に直接関与したこと、9世紀後半には河内国司を造寺別当として修理が行われたことなどを指摘し、智識寺創建時の知識結集では檀越の有する公権力を背景とした強制力がある程度働いた可能性があり、8世紀後半以降は大寺となって公的性格がより強まったと考える。

第三部「地域社会集団の変容と律令制」では、山口県長登銅山跡の出土木簡群を主たる検討素材とし、官営採銅事業の特質とそれが地域社会に与えた影響を論じる。

第一章「官営採銅事業と地域社会の変容」では、上記木簡群を作成・使用した長門国採銅所における官営採銅事業の実態について検討を加える。論者によれば、長登銅山で生産された銅の用途は官司・貴族・寺院などの需要に限定された。銅山労働者が課丁として納付すべき調銅についても、労働名目の振り替えにより官採体制の下で一

括生産が行なわれており、銅生産機構・銅資源の国家による独占が官営採銅事業の特徴であったという。こうした独占的生産体制がとられたことにより、7世紀前半頃から存在した民間の銅生産技術者集団は役丁として徴発され、採銅所における官営採銅事業に従事したが、その徴発範囲は関門海峡をはさんだ産銅地に広がり、採銅所の所在郡である美祢郡にとどまらず、長門国全域と対岸の豊前国にまで及んだとする。また、その結果として一部産銅地では民間技術者集団が消滅し、技術継承に断絶が生じた所もあったと推定する。

第二章「官営採銅事業と雇役制」では、やはり木簡全体の分析から、官営採銅事業における役丁徴発制度として雇役制が導入されていたことを解明する。論者によれば、雇役制は年度予算に従って運営される拘束力の強い労役制度であるが、それを導入したのは銭貨発行数量を国家が一元的に管理するためであった。採銅所における雇役制では、本来中央に送られるべき庸が当該国内で役丁の功食に充てられており、採銅郡では庸米のほぼ全量が採銅所に送られて郡全体が官営採銅事業の下に取り込まれていた。このように、雇役制をはじめとする官営採銅事業は国家による強力な独占性と拘束性を備えており、産銅地の社会集団を体制内に組み込み、地域社会に大きな影響を与えたと評価している。

第四部「出土文字資料の諸相」では、類例の少ない出土文字資料を取り上げ、現状の形状や記載様式などに基づき、原形を保っていない木簡の形状復原を試み、木簡の作成目的や使用実態を検討する。

第一章「木に記された暦」では、奈良県石神遺跡出土の具注暦木簡を検討対象とする。暦注や入節日の干支の組み合わせから、具注暦の年代は持統天皇3年（689）、表面は3月、裏面は4月の暦日を記したものと判定する。二次的整形により現状では穿孔円盤形をしているが、元来は横幅40cm強の大型木簡で、表面・裏面ともに一ヶ月分の暦を記していた形状が復元された。表面・裏面全体にわたって刻界線が施されており、紙の具注暦から転写されたこと、両面とも数度にわたって削り直されており、一ヶ月分の暦を何度も書き換えた可能性があることなどが指摘され、このような大型木簡に暦を記した理由として、官人集団の共同利用に供されていた状況が想定されている。

第二章「地方官衙と歌木簡」では、秋田県秋田城跡出土の歌木簡を検討対象とする。共伴する荷札木簡を新たに釈読することにより、木簡の年代が従来の説よりやや遡る可能性があることを指摘する。また、この歌木簡は現状で歌が表裏とも同一側に寄せて記されていることから、元来はその反対側にもう少し書記する幅があったと想定し、表面は少なくとも二首以上の歌が記されていたことを主張する。こうした歌木簡の用途としては、新春儀礼において唱和される歌の記録もしくは準備、あるいはそれに関わる歌集からの抜き書きなど、複数の可能性があるとする。

以上の計四部にわたり、都城とその周辺における僧尼集団、地方における知識集団、産銅地における生産技術者集団、および官司内における官人集団という、古代社会を構成する様々な社会集団の実態と変容過程が論じられ、これら社会諸集団が国家の規定性によってのみ存在していたわけではなく、集団はそれぞれに自律性をもち、ネットワークの形成や構成員の離合集散などによって変化し続けていたことを解明した。また、出土文字資料の活用方法と有効性を具体的に提示し、これからの日本古代史学の方向性を提言した。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、日本列島各地の遺跡から出土した文字資料を活用して、古代に存在したさまざまな社会集団の人的構成や活動実態を考察したものである。本論部分は4部12章からなる。第一部では古代都城とその周辺にあった寺院群の人的構成と機能を論じ、第二部では古代地方寺院の造営主体となった知識集団の実態を解明し、第三部では長門国長登銅山をめぐる国家制度と地域社会集団の関係を述べ、さらに第四部では都城・地方官衙における官人集団の特質を詳かにする。また、その前後には研究史と課題を述べた序章、諸論点をまとめて今後の課題を論じた終章がそれぞれ配されている。

日本では1960年代以降、都城・官衙を中心とする全国各地の古代遺跡において、多数の文字資料が出土するようになった。木簡・漆紙文書・墨書土器・刻書瓦など、さまざまな形状と内容をもつ出土文字資料は、史料的限界を迎えつつあった日本古代史研究を蘇生させたと評しても決して過言でない。遺跡そのものの調査・研究と連携しながら、古代国家・古代社会の実態がこれらの文字資料によって急速に明らかにされてきた。それとともに出土文字資料を活用する方法が開発され、これらの研究成果は日本古代史学界で広く共有されるに至っている。

そうした中であって、論者は各地の出土文字資料の調査・研究を精力的に進め、新しい古代社会像を提示し続けてきた。本論文は、十数年におよぶ丹念な仕事の主要部分をまとめたものである。以下、その顕著な成果をかいつままで述べる。

第一に、重要な木簡群を総体として検討し、それを遺した社会集団の特質・機能を解明したことである。総体的分析は木簡群を扱う場合の正統的研究法であるが、論者は出土遺跡を徹底的に検討するのは当然のこととして、関連する文献史料を博捜し、これまでにない解釈を加えることにより、斬新かつ説得的な論を展開している。なかでも特筆すべきは、奈良県飛鳥池遺跡の北地区で見つかった木簡群の研究である。奈良文化財研究所の研究員として調査にあたった論者は、文書木簡の内容をとりわけ綿密に分析し、記録木簡・荷札木簡・墨書土器からの知見と総合することによって、この木簡群が飛鳥寺を統括する三綱所の活動に伴うものであることを確定した。また、玄奘に師事した遣唐学問僧道昭は、飛鳥寺禅院に止住して弟子たちに教学・禅行を指導していたが、彼が天武天皇の帰依を受け、飛鳥寺全体の僧侶集団を束ねる役割を果たしていたことも解明された。これまで茫漠たる像しか結ばなかった7世紀の中央寺院について、その人的構成と機能を具体的に復原したことは、画期的な業績と言わねばならない。また、山口県長登銅山跡では、古代国家が運営する採銅機関の木簡群が見つかったが、論者は長らくこの遺跡に滞在して積読・検討にあたり、銅山経営の実態究明に成功した。律令体制の形成とともに、長門国美祢郡の公民が全体として採銅事業に動員されたこと、7世紀前半から存在した技術者集団がそれによって深刻な変化をとげたことなど、刮目すべき指摘がなされている。

第二に、断片的・孤立的な出土文字資料の活用方法を開発し、清新な古代社会像を提示したことである。出土文字資料には他資料から孤立し、記載内容は興味深いものの、断片的で解釈が難しい「一点もの」が少なからず存在する。その利用には木簡群とはまた異なった方法が必要であるが、論者は出土遺跡・関連遺跡の遺物全体のなかにそれを位置づけ、加えて文献史料を柔軟に読み解くことにより、適切な評価を与える道を開いた。飛鳥池遺跡出土の寺名列挙木簡を手堅く考証し、飛鳥寺と大和国内寺院を往還する僧侶のネットワークを浮き彫りにしたのはその第一歩であった。しかし、論者の力量がいかに発揮されたのは、文字を刻書した一点の瓦に着目して各地の知識、すなわち財物・労力を提供して仏法の功德に預かろうとした社会集団を鮮やかに描き出した業績である。論者は、大阪府高井田廃寺(鳥坂

寺跡)の刻書瓦の釈読を確定し、大和川両岸にわたる河内国東部の知識集団の編成原理を明らかにした。また、岡山県栢寺廃寺の刻書瓦を初めて読み解き、7世紀後半の備前国賀陽評における知識の実態を論じて、百済の役によって動揺する地域社会を活写した。その際には大阪府野中寺弥勒菩薩像銘文にも新解釈を施し、有力氏族ばかりに注目しがちな通説的「氏寺」論に対して根底的な批判を行なっている。このほか、奈良県石神遺跡の暦木簡の原形を復原して官人集団の執務実態を論じ、秋田県秋田城跡の歌木簡から地方官衙の年頭儀礼を考えたことなども、孤立的な出土文字資料の価値を再認識させるものである。

第三に、列島各地のさまざまな社会集団の編成と活動を明らかにすることによって、7世紀後半における律令体制形成の意味を問い直した点である。中央集権的な律令体制は、ユーラシア東部の政治変動に即応して構築されたが、その過程の解明と意義づけは日本古代史研究の焦点となってきた。論者の分析によって、律令体制の形成とともに、中央では官人集団と僧尼集団がはっきりと姿を現わし、地方では評などの官衙を中心とする人的編成が進む一方、仏教に結縁する知識集団はそれぞれの地域において自律性を維持・強化したことが歴然たるものとなった。それは図式的で平板な専制国家論への異議申し立てであり、国家の下位集団として存在した人々の姿と、それら相互のネットワークが具体的に提示されたことの意義はきわめて大きい。成長あるいは転成していく社会集団もあれば、破壊されていく社会集団もあったが、列島各地の社会集団の動向から、律令体制の形成を論じるという方向性が、本論文によって初めて明確に示されたのである。

このように本論文は、多様な出土文字資料の実証的検討を中心としながら、日本古代の社会集団に関する斬新かつ説得的な学説を提示した研究として、高く評価すべきものである。出土文字資料は点数的な制約が大きいため、一部の論点についてはなお補強が必要であろう。しかし、それは論者の今後の研鑽に俟つべきところであり、いっそう意欲的・独創的な研究を進めていくことを期待したい。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2013年7月29日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行なった結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。